

那覇市性の多様性を尊重する条例（素案）

那覇市は、万国津梁の精神の下、様々な国の技術や文化を取り入れたことにより、豊かな文化を育み、新たな価値を創造し、発展してきた。

人口の減少、高齢化、グローバル化等社会環境が大きく変化する中で、本市がさらに高みを目指すためには、思いやりと寛容の心を持つとともに、誰一人取り残さないまちを地域社会と連携して創っていくことが必要である。

本市では、平成27年7月19日に「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）をした。この宣言は、性についての多様性を理解し、かつ、尊重することを明示し、市民が平等に過ごせる社会を目指すための重要な一歩となった。また、平成28年にはパートナーシップ登録を開始し、さらに令和4年にはファミリーシップ登録へと制度を広げ、多様な家族の形を認め合うための具体的な取り組みを始めた。

性の多様性については、一人ひとりが異なる存在であり、個人として尊重され、その違いによって、差別や偏見が行われてはならず、将来にわたって、多様な個性が育まれ、能力が発揮できる機会が平等に保障される社会でなければならない。

本市は、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて、地域社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、性の多様性が尊重される社会の実現に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性の多様性が尊重される社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。
- (3) 性の多様性 性的指向及びジェンダーアイデンティティのあり方が単一で

はなく、幅広い範囲を持つことをいう。

- (4) 性の多様性が尊重される社会 人には多様な性の形があるということを市、市民等、事業者、教育に携わる者が理解し、何人も差別的な取扱いを受けることなく生活ができる社会をいう。
- (5) 市民等 市内に居住する者、市内で働く者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人その他団体をいう。
- (7) パートナースhip 互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人（その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又はジェンダーアイデンティティが戸籍上の性別とは異なる場合に限る。）の関係をいう。
- (8) ファミリーShip パートナーにある一方が、他の一方の3親等内の血族又は3親等内の直系姻族であつて、同居する者その他市長が適当と認める者を、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支える関係をいう。

（基本理念）

第3条 性の多様性が尊重される社会の実現のため、全ての人が性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別的取扱いを受けることなく個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により、多様な生き方を選択できる社会を構築することを基本理念とする。

（市の責務）

第4条 本市は、前条に規定する基本理念にのっとり、性の多様性が尊重される社会を実現するための施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 本市は、施策を推進するに当たっては、市民等、事業者及び教育に携わる者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携して取り組むこととする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、性の多様性に関する理解を深め、本市の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、性の多様性に配慮した体制の整備に努めるとともに、本市の施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるとともに、本市の施策に協力するよう努めなければならない。

(不当な差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別的取扱いを行うこと。
- (2) 性的指向又はジェンダーアイデンティティを、本人の意に反して公にすること。
- (3) 性的指向又はジェンダーアイデンティティの公表を強制し、又は禁止すること。

(広報啓発活動)

第9条 本市は、性の多様性に対する市民等、事業者及び教育に携わる者の理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行うものとする。

(性の多様性を尊重する週間)

第10条 本市は、性の多様性が尊重される社会の推進を図るため、性の多様性を尊重する週間を設ける。

2 前項の性の多様性を尊重する週間は、7月19日を含む市長が定める1週間とする。

(計画の策定)

第11条 那覇市男女共同参画推進条例(平成17年那覇市条例第2号)第11条第1項に基づき策定する男女共同参画計画は、性の多様性が尊重される社会を実現するための施策についての計画が含まれるものでなければならない。

(パートナーシップ・ファミリーシップ登録等)

第12条 市長は、パートナーシップにある者及びこれらの者とファミリーシップにある者を登録するための制度を設けなければならない。

(相談及び苦情の申出)

第13条 市民等、事業者及び教育に携わる者は、市が実施する性の多様性が尊重される社会の実現に向けて推進する施策又は性の多様性の尊重の推進に影響を及ぼすと認められる施策について相談又は苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は前項の規定による申出があった場合、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。